

# コンプライアンス規程

令和 2年 3月 3日 制 定

## (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という。）の倫理規定の理念に則り、当法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 当法人のすべての事業活動に関わる理事、職員及び委員等（以下「役職員等」という。）は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

## (遵守事項)

第3条 暴力、ハラスメント等公序良俗や法令等に反する行為を行ってはならない。  
2 個人の名誉・信用を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。  
3 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位・立場を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要してはならない。  
4 会費収入の経理処理に関し、適正な処理を行い、他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。  
5 自らの社会的な地位を認識・自覚して、常に自らを厳しく律し、当協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。  
6 当協会内で知りえた機密情報及び個人情報の漏洩や、不正行為を行ってはならない。

## (報告・相談窓口の設置)

第4条 当協会関係者からの報告・相談を受け付ける窓口は、専務理事、事務局長、総務委員長、監事とする。  
2 報告・相談方法は、電話・電子メール・書面・面会とする。尚、匿名も可とする。  
3 その対応については、コンプライアンス委員会で協議し、厳正に取り扱うものとする。

## (組 織)

第5条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。  
(1) コンプライアンス最高責任者  
(2) コンプライアンス担当役員  
(3) コンプライアンス委員会  
(4) コンプライアンス事務局

## (コンプライアンス最高責任者)

第6条 コンプライアンス最高責任者は当法人の会長とする。  
2 コンプライアンス最高責任者（以下「最高責任者」とする）は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。  
3 最高責任者の役割・権限は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策の実施の最高責任者

(2) コンプライアンス違反事例の対応

(監 査)

第7条 最高責任者は、当法人におけるコンプライアンスの状況の点検と不正の未然防止のため、業務執行全般について、定期的に監査を実施するものとする。

2 前項の定期監査のほか、最高責任者が必要と認めるときは、随時、臨時監査を実施することができる。

3 第1項及び第2項の監査を実施するにあたり、最高責任者は、監査担当者を指名し、監査の執行を補助させることができる。

4 最高責任者は、第1項及び第2項の監査の結果を、直近に開催されるコンプライアンス委員会において報告するものとする。

(コンプライアンス委員会)

第8条 コンプライアンス委員会は、最高責任者の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

(1) コンプライアンス施策の検討と実施

(2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

(3) コンプライアンス違反事件についての調査・分析・処分・検討

(4) コンプライアンス違反再発防止策の策定

(5) その他、最高責任者が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、監事を委員長とし、コンプライアンス事務局および役職員の中から理事会が指名する者で構成する。

3 委員長は、委員会を総括する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第9条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 理事会は、必要に応じて委員会の招集を求めることができる。

(コンプライアンス事務局)

第10条 当法人事務局をコンプライアンス委員会の事務局とする（以下「事務局」という）。

2 事務局は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

3 事務局は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項を最高責任者及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告者・相談者の保護)

第11条 当法人は、報告者・相談者が報告または相談したことを理由として、報告者・相談者に対して解雇、その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

2 当法人は、報告者・相談者が報告または相談したことを理由として、報告者・相談者の業務環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、役職員も、報告者・相談者に対して不利益な取り扱いやいやがらせなどを行ってはならない。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 この規程は、令和2年3月3日から施行する。